

日本火災学会 原子力発電所の火災防護専門委員会
第8回 専門委員会 議事録

1. 日時 2014年9月17日(水) 17:00~19:30
2. 場所 龍公亭ビル・4階会議室
3. 出席者
辻本委員長、長岐幹事、小林委員、後藤委員、中村委員、原田委員、松山委員(合計7名)
4. 配布資料
資料 8-0-1: 第7回委員会議事録案
資料 8-0-2: 第7回委員会議事録案に対する角谷委員からのメール
資料 8-1: 他分野の安全コントロールから見たあり方
資料 8-2-1: 日本の火災防護規制の枠組み
資料 8-2-2: 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則及びその解釈(火災による損傷の防止)
資料 8-2-3: 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及びその解釈(火災による損傷の防止)
資料 8-2-4: 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準
資料 8-2-5: 原子力発電所の内部火災影響評価ガイド
資料 8-3-1: 「火災に対する設計上の考慮」について(原子力規制委員会 第4回 発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム資料)
資料 8-3-2: 原子力発電所の火災防護に関する技術基準等の体系(経済産業省総合資源エネルギー調査会 原子力安全・保安部会原子力防災小委員会資料)

5. 議事内容

(1) 第7回委員会議事録案の確認

出席委員全員で、第7回委員会議事録案の内容を確認した。

- ・ 議事録案に対する角谷委員からのコメントを受け、該当箇所を以下の通り修正することにした。

修文

「現在実施されている原子力発電所の再稼働に向けた審査の中で、昨年制定された原子力規制委員会の火災防護に関する審査基準への適合性について審査が行われている段階であり、このようなタイミングで本委員会から企画を提案することは時期尚早であるとの結論に至った。」

- ・ 第7回委員会において本委員会への委員就任希望者が1名いると報告したが、当該希望

者からは断念の連絡があった。(辻本委員長)

(2) 辻本委員長作成資料について

辻本委員長が作成した資料(資料 8-1)について本人から説明があった。

- ・規制対象となる事業者から NRC が徴収する手数料は NRC の予算として用いられ、NRC 職員の人件費も事業者からの手数料で賄われることになる。(辻本委員長)

(3) 日本の火災防護に関する新規制基準について

長岐幹事より、資料 8-2-1 から資料 8-2-5 を用いて、日本の火災防護に関する新規制の枠組みについて説明があった。

- ・「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」や「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」は省令レベルの位置づけであると考えられる。省令レベルであると制定時に内閣法制局のチェックを受けない。(小林委員)
- ・「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の 11 条及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の 8 条の双方が詳細基準として「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」を読み込んでいるが、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」では「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の 8 条への言及はあるが、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の 11 条への言及はない。(長岐幹事)
- ・「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」で定義される「不燃性」や「難燃性」は本基準固有のものである。しかしながら参考として建築基準法の該当箇所を読み込まれている。(小林委員)
- ・「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」では「火災」の定義が示されていない。(辻本委員長)
- ・建築基準法では「通常の火災」との表記がある。(小林委員)
- ・「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」には明確な判断基準がなく、審査において判断基準が決まるものと考えられる。(小林委員)
- ・実態として、審査では事業者側が判断基準を規制側に提示している。(後藤委員)
- ・「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」のような性能規定型の基準を円滑に運用するには、実運用の前に規制側と事業者側が議論を行い、両者が合意した判断基準を定めるべきである。(小林委員)

(4) 新規制基準以前の日本の火災防護規制の枠組み

出席委員全員で資料 8-3-1 及び資料 8-3-2 により、新規制基準以前の日本の火災防護規制

の大枠を確認した。

- ・ 現時点における、新規制基準以前の火災防護規制が適用可能かどうかは不明である。(後藤委員)

(5) 今後の予定及び作業分担

- ・ 第9回委員会は2014年10月27日から31日を対象に日程調整を行い、後日、最終決定する。いずれの日程でも、時間帯は午前または午後のどちらかで、場所は東京理科大学 森戸記念館とする。
- ・ 米国規制 (RG 1.189) と日本の新旧規制の比較表を作成する。(担当：奈良間委員)
- ・ 新規制基準以前の日本の原子力関連法規の枠組みを図示する。(担当：後藤委員)
- ・ 米国の火災防護規制 (10CFR50.48) の変遷についてまとめた資料を用意する。(担当：長岐幹事)

以上